



国公文第438号
平成25年6月20日

内閣総理大臣
安倍 晋三 殿

独立行政法人国立公文書館
館長 加藤 丈 夫



歴史資料として重要な公文書等（裁判文書）の国立公文書館への移管について（意見）

公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第3項の規定に基づき、平成25年6月18日付け府公第120号をもって意見照会があった標記について、下記のとおり当館の意見を申し述べます。

記

送付のあった移管計画案に基づき移管を受けることの適否について

いずれも移管を受けることが適当であると考えます。